

＜令和7年度 高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査＞

【主なサービスのメニュー】 参考

※介護サービスの利用については、ケアマネジャーや市町村にお問い合わせください。

○ 居宅でのサービス

1	訪問介護 (ホームヘルプ) 訪問型サービス (地域支援事業)	ホームヘルパーなどが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの介護や炊事・洗濯・掃除などの援助をします。
2	訪問入浴介護	介護職員や看護師が浴槽を積んだ入浴車等で自宅を訪問して、入浴の介護をします。
3	訪問看護	医師の指示で看護師などが自宅を訪問して、療養状況の確認や、診療に必要な補助を行います。
4	訪問リハビリテーション	医師の指示で理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。
5	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。
6	通所介護 (デイサービス) 通所型サービス (地域支援事業)	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、食事・入浴の提供、機能訓練などを行います。
7	通所リハビリテーション (デイケア)	日帰りで介護老人保健施設や病院・診療所に通い、リハビリテーションを行います。
8	福祉用具の貸与 (レンタル)	日常生活の自立を助けるために福祉用具の貸与を受けることができます。 (レンタルの主な品目) 車いす、特殊寝台、手すり、歩行器、歩行補助つえ、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器など

9	福祉用具の販売	福祉用具のうち入浴又は排せつに使用する用具を購入した場合、年間10万円を限度として購入費用を支給します。
10	住宅改修費支給	自立や介護をしやすい住まいにするための小規模な住宅改修に20万円を限度として支給します。 (例：手すりの取付けや段差の解消など)
11	短期入所 (ショートステイ)	短期入所生活介護 介護老人福祉施設などの施設に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などを行います。
		短期入所療養介護 介護老人保健施設などの施設に短期間入所して、看護・医学的な管理のもとで、介護、機能訓練その他必要な医療や看護を行います。

※上記以外に、お住まいの地域によっては配食サービスなど様々な地域支援事業を実施していることがあります。

○ 地域密着型サービス

1	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	24時間安心して自宅で生活できるように、ホームヘルパーや看護師などが日中・夜間を通じて、一日数回の定期訪問と随時対応を行います。
2	夜間対応型 訪問介護	夜間に、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、自宅で食事・入浴・排せつなどの援助を行います。
3	地域密着型 通所介護	利用定員18名以下のデイサービスセンターなどで、食事・入浴の提供、レクリエーションなどの機能訓練を行います。
4	認知症対応型 通所介護	認知症の人に、デイサービスセンターなどで食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。

5	しょうきほたきのうがた 小規模多機能型 きょたくかいご 居宅介護	りようしや せんたく おう つうしよ ほうもん と く あ 利用者の選択に応じ、通所や訪問、泊まりを組み合わせ、 しょくじ にゅうよく はい かいご き のうくんれん おこな 食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。
6	にんちしょうたいおうがた 認知症対応型 きょうどうせいかつかいご 共同生活介護 (グループホーム)	にんちしょう かいご ひつよう かた しょうにんすう きょうどう 認知症のために介護を必要とする方が、小人数で共同 せいかつ おこな かいご き のうくんれん おこな 生活を行い、介護や機能訓練などを行います。
7	ちい きみっちゃくがた 地域密着型 かいごろうじんふくしせつ 介護老人福祉施設 にゅうしよしやせいかつかいご 入所者生活介護	にゅうしよていいん めい い か しょうきほ とくべつようごろうじん 入所定員29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、 にちじょうせいかつじょう せ わ き のうくんれん 日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを受けながら せいかつ げんそく ようかいご いじょう かた りよう 生活します。(原則、要介護3以上の方が利用できます。)
8	かんごしょうきほ 看護小規模 たきのうがたきょたくかいご 多機能型居宅介護 ふくごうがた (複合型サービス)	ほうもんかんご しょうきほたきのうがたきょたくかいご く あ ていきょう 訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供 するサービスです。

＊地域密着型サービスについて

こうれいしや ようかいご ようしえんじょうたい
高齢者が要介護・要支援状態となっても、できるだけ住み慣れた地域で生活が続けられ
るように設けられたサービスです。原則としてお住まいの市町村のサービスのみ利用する
ことができます。

○ 施設サービス

1	かいごろうじんふくしせつ 介護老人福祉施設 (特別養護老人 ホーム)	つね かいご ひつよう じたく せいかつ こんなん かた にゅうしよ にちじょう 常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常 せいかつじょう せ わ き のうくんれん 生活上の世話、機能訓練などのサービスを受けながら生活しま す。(原則、要介護3以上の方が利用できます。)
2	かいごろうじんほけんしせつ 介護老人保健施設 ろうけん (老健)	びょうじょう あんてい 病状が安定しており、リハビリテーションや看護・介護を ひつよう かた にゅうしよ ざいたくふっき 必要とする方が入所し、在宅復帰をめざします。
3	かいごいりょういん 介護医療院	にちじょうてき いがく かんり ひつよう じゅうかいごしゅ う い み と 日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・タ ーミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備え た施設です。

○ 高齢者向けの住まい

1	有料老人ホーム (介護付き)	利用権や賃貸などの形態で入居し、介護が必要になっても、施設が提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、当該施設の居室で生活を行います。
2	有料老人ホーム (住宅型)	利用権や賃貸などの形態で入居し、介護が必要になった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護（ホームヘルプ）などの介護サービスを利用しながら、当該施設の居室で生活を行います。
3	サービス付き 高齢者向け住宅	居室の広さや設備、バリアフリー等が一定の条件を満たし、安否確認、生活相談などのサービス提供を行う（登録）住宅です。居宅サービスは外部の事業者が提供するサービスも利用できます。
4	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) (再掲)	認知症のために介護を必要とする方が、小人数で共同生活を行い、介護や機能訓練などを行います。
5	養護老人ホーム	65歳以上で環境上の理由、経済的な理由等により自宅での生活が困難な方を市町村の措置により養護する施設です。
6	軽費老人ホーム (ケアハウス)	60歳以上（夫婦の場合、どちらかが60歳以上）で、家庭環境などの理由により自宅での生活が困難な方が入所し、低額で日常生活に必要なサービスを提供する施設です。